

【付録1】

・50音順にごみの分け方を掲載いたしましたが、家庭から排出される全ての品名は掲載できません。また、素材により掲載の品名と分別区分が異なる物もあるかも知れません。不明な点がございましたらお手数ですが、最寄りの処理施設等へお問い合わせください。  
・生ごみの多くは、紙くずなどの可燃物と一緒に「燃やせるごみ」として収集し焼却処理していますが、生ごみは、水切りを徹底することでかなり減量できますし、生ごみ特有の腐敗臭が出にくく焼却効率が上がりますので、水切りの徹底についてご協力をお願いします。

## 不法投棄・不法焼却(野焼き)は法律で禁じられています。

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と法律で定められています。

また、①一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却。②他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却。③公益上若しくは社会の習慣上やむを得ない焼却(どんと焼き等地域の行事、農林業又は漁業を営むためのやむを得ない焼却、たき火、キャンプファイヤー等の木くず等の焼却等)又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの。以上①～③に掲げる方法による場合を除き、「廃棄物を焼却してはならない」と法律で定められています。

不法投棄や不法焼却の行為が繰り返されると、悪臭や害虫の発生源になったり、ダイオキシン類等の有害物質が生成されるなど、日常の生活に悪影響を及ぼします。

また、不法投棄、不法焼却をした者は、法律で1,000万円以下の罰金または5年以下の懲役もしくはその両方が科せられます。

## 資源物の持ち去りは禁じられています。

集積所に置かれた缶・びん・紙類等の資源物の持ち去り行為は禁じられております。持ち去り行為を見かけたら“資源物の持ち去りはダメです”と声をかけてください。

### 資源物はどうなるの？

#### ◆スチール缶、アルミ缶や金属ごみ

高熱で溶かして金属原料を作る工場に運ばれ、鉄やアルミの原料に生まれ変わります。(建設鋼材、自動車や電気製品等の部品等)

#### ◆ガラスびん

ガラス製品の原料や、土木資材として生まれ変わります。生きびんは洗浄されたあと、再び中身を入れられ、また同じ商品になります。(ガラスびん、断熱材、タイル等の原料)

#### ◆ペットボトル

細かく砕いたあと、プラスチック製品の原料や油として生まれ変わります。(繊維製品、卵パック、シャンプーのボトル類等)

#### ◆プラスチック製容器

プラスチック製品等の原料として生まれ変わります。(プラスチック製品、油等)

#### ◆新聞紙・雑誌等の紙類

紙の原料として生まれ変わります。(新聞紙、雑誌、菓子箱、段ボール、印刷用紙等)

#### ◆古布(綿素材)

繊維原料や工業用ウエス等に生まれ変わります。

### 粗大ごみはどうなるの？

#### ◆燃やせる粗大ごみ

クリーンセンターで焼却処分しています。

#### ◆燃やせない粗大ごみ

鉄等の金属は資源として再利用されます。残った硬質プラスチック等を最終処分場に埋め立てます。

～一人ひとりの意識が本当のリサイクルの始まりです。～